



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

694	生活保護法による指定施術機関の廃止	（社会福祉課）.....	1
695	生活保護法による医療機関の指定	（ 〃 ）.....	2
696	生活保護法による介護機関の指定	（ 〃 ）.....	2
697	生活保護法による施術機関の指定	（ 〃 ）.....	2
698	指定自立支援医療機関の指定	（こころの健康推進課）.....	3
699	〃	（ 〃 ）.....	3
700	紀の川土地改良区連合の役員の就退任	（農業農村整備課）.....	3
701	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新	（鳥獣害対策課）.....	4
702	地積調査の成果の認証	（用地対策課）.....	4
703	〃	（ 〃 ）.....	4
704	〃	（ 〃 ）.....	5
705	〃	（ 〃 ）.....	5
706	道路の区域変更	（道路保全課）.....	6
707	国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（道路建設課）.....	6
708	令和7年度砂利採取業務主任者試験の実施	（河川課）.....	10

○ 選挙管理委員会告示

95	政治団体の届出事項の異動の届出		12
96	資金管理団体の届出事項の異動の届出		13
97	資金管理団体の指定の取消しの届出等		13
98	政治団体の解散の届出		13
99	政治団体の設立の届出		13
100	和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨		14

○ 公告

入札公告	（道路建設課）.....	16
〃	（総務事務集中課）.....	22
〃	（ 〃 ）.....	24

告 示

和歌山県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
橋柔 12-17	宮堂恭一	みやどう整骨院（柔道整復） 橋本市城山台二丁目14-14	令和 7.7.31

和歌山県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
御訪新 8-07	株式会社SORUKKA	有田郡有田川町大字下 津野850番地1	訪問看護ステーション ひかり御坊	御坊市湯川町丸山477 番地4	令和 7.8.1
紀訪新 17-07	株式会社大樹	紀の川市畑野上226-1	訪問看護ステーション れもん	紀の川市畑野上226-1	令和 7.8.1

和歌山県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社NCG	伊都郡九度山町九度 山字宮ノ浦527番地1	グループホームゆう ゆう	伊都郡九度山町九度 山字宮ノ浦527番地1	認知症対応型共同 生活介護	令和 7.7.9

和歌山県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
橋柔新 10-07	宮堂恭一	みやどう整骨院（柔道整復） 橋本市市脇一丁目7-23	令和 7.8.1

和歌山県告示第698号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーションひかり 御坊	御坊市湯川町丸山477番地4	株式会社SORUKKA	令和 7. 8. 1

和歌山県告示第699号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーションれもん	紀の川市畑野上226-1	株式会社大樹	令和 7. 8. 1

和歌山県告示第700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第19項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員（令和7年5月14日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	井上隆央	伊都郡かつらぎ町大字笠田東477番地の4
理事	市川博司	伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1
理事	花谷久樹	伊都郡かつらぎ町大字寺尾190番地
理事	柑本正	紀の川市杉原558番地
理事	林久晴	紀の川市上田井967番地
理事	永長幹雄	紀の川市桃山町段新田450番地
理事	北村幸藏	和歌山市栗栖184番地
理事	岩谷佳計	和歌山市中島316番地
理事	辻朗文	和歌山市永穂235番地
理事	楠見皓生	和歌山市船所174番地
監事	亀田保夫	岩出市今中18番地
監事	榎野仁富	和歌山市狐島505番地
監事	湯川徳弘	和歌山市川辺524番地
監事	久次米英昭	紀の川市窪43番地29

2 就任した役員（令和7年5月15日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	井上隆央	伊都郡かつらぎ町大字笠田東477番地の4
理事	市川博司	伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1
理事	長岡宏知	伊都郡かつらぎ町大字東浜田609番地
理事	原成吾	紀の川市遠方19番地1
理事	林久晴	紀の川市上田井967番地
理事	永長幹雄	紀の川市桃山町段新田450番地
理事	北村幸藏	和歌山市栗栖184番地
理事	辻朗文	和歌山市永穂235番地
理事	楠見皓生	和歌山市船所174番地
監事	亀田保夫	岩出市今中18番地
監事	谷口靖雄	紀の川市杉原724番地
監事	湯川徳弘	和歌山市川辺524番地
監事	久次米英昭	紀の川市窪43番地29

和歌山県告示第701号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	有効期限
和歌山県 第726号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量5.5 りん酸全量1.5	公定規格のと おり	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ 町新田94番地	令和 10.9.13

和歌山県告示第702号

和歌山県和歌山市小豆島・田屋の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和6年11月18日まで
- 成果の名称
和歌山県和歌山市小豆島・田屋の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
和歌山県和歌山市小豆島・田屋の各一部地区
- 認証年月日
令和7年8月19日

和歌山県告示第703号

和歌山県和歌山市宇治藪下、豊屋町、鍋屋町、本町七丁目、本町九丁目の各一部、源蔵馬場一丁目、源

蔵馬場二丁目、宇治鉄砲場、新魚町、本町八丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和6年11月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市宇治藪下、豊屋町、鍋屋町、本町七丁目、本町九丁目の各一部、源蔵馬場一丁目、源蔵馬場二丁目、宇治鉄砲場、新魚町、本町八丁目地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市宇治藪下、豊屋町、鍋屋町、本町七丁目、本町九丁目の各一部、源蔵馬場一丁目、源蔵馬場二丁目、宇治鉄砲場、新魚町、本町八丁目地区
- 5 認証年月日
令和7年8月19日

和歌山県告示第704号

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月3日から令和6年11月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区
- 5 認証年月日
令和7年8月19日

和歌山県告示第705号

和歌山県海草郡紀美野町毛原中・毛原上の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
令和5年3月9日から令和6年11月11日まで

3 成果の名称

和歌山県海草郡紀美野町毛原中・毛原上の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町毛原中・毛原上の各一部地区

5 認証年月日

令和7年8月19日

和歌山県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 小野田内原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市且来字井ノ浦446番1地先 から同市且来字山出557番1地先 まで	旧	7.83 ゝ 15.28	310.68	
同上	新	8.64 ゝ 40.42	310.68	

和歌山県告示第707号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する工事の名称等

(1) 工事年度及び工事番号

令和7年度 県債国補国改 第2号-2

(2) 工事名

国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格の確認を申請する日（以下「資格確認申請日」という。）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。

ア 構成員が3者であること。

イ 各構成員の出資比率がそれぞれ20%以上であること。

ウ 経営形態が共同施工方式であること。

- エ 各構成員に在籍する土木一式工事の監理技術者の数を合計した数が5名以上であること。
- (2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。
- ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。
- イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の土木一式工事に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。）に係る総合評定値（（3）シにおいて「総合評定値」という。）が1,000点以上であること。
- ウ 平成22年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）としてNATM（New Austrian Tunneling Method）による道路トンネル工事を完成させ、引渡しが完了した施工実績を有していること。
- エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。
- （ア）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。）であること。
- a 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- b 技術士の資格（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成30年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成30年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者
- c a又はbに掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者
- （イ）平成22年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）の従業員としてNATMによる道路トンネル工事に従事し、完成させ、引渡しが完了した施工経験（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐その他これらに準ずる者として、掘削から覆工までの一連の施工を管理・監督した経験に限る。）を有する者であること。
- （ウ）土木一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること。
- （エ）資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有している者であること。
- (3) 共同企業体の構成員（代表者であるものを含む。）がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されている者でないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。）でないこと。
- エ 国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

オ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。

キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。

ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。

サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評価値が850点以上であること。

ス 次の要件を満たす主任技術者を専任で国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事に配置できる見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあつては、この限りでない。

（ア）次に掲げる国家資格のいずれかを有する者であること。

a 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者

b 1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者

c 技術士の資格（技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成30年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成30年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者

（イ）資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有していること。

セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(4) 共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）とその親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）である場合

イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合

ウ 一方の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社の取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている取締役を除く。）、同法第402条第1項の規定により指名委員会等設置会社に置かれた執行役、同法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている社員を除く。）、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が他方の役員を兼ねている場合（一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中である場合又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会

社をいう。）である場合を除く。）

エ 一方の役員が、他方の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。オにおいて同じ。）を兼ねている場合

オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合

カ 組合（共同企業体を含む。）とその組合員である場合

キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合

3 資格確認申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとし、申請書類のうち、ア及びオからケまでに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それら以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。
なお、ク及びケに掲げる書類の作成は、入札説明書に定めるところにより行うこと。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

エ 使用印鑑届

オ 共同企業体の協定書の写し

カ 2 (1) エの要件を満たすことを証する土木一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

キ 2 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。）の写し

ク 2 (2) ウの要件を満たすことを証する書面

ケ 2 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者に関する書面

コ 2 (3) キの要件を満たすことを証する書面の写し

サ キ又はシの総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあつては、2 (3) サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し

(ア) 健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(イ) 厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(ウ) 雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(エ) 適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書

シ 2 (3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し

ス 2 (3) スの要件を満たすために配置する予定の主任技術者について、次に掲げる書面

(ア) 2 (3) ス (ア) の要件を満たすことを証する書面

(イ) 2 (3) ス (イ) の要件を満たすことを証する雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

セ 委任状（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）

ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書

(2) (1) のア、エ、ク、ケ、サ（エ）及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、令和7年8月29日（金）から同年11月5日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年

和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行うものとする。

なお、これらの申請書類の様式は、和歌山県公共工事等入札情報システムから、ダウンロードすることができる。

ア 和歌山県公共工事等入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

イ ダウンロードすることができる期間

令和7年8月29日（金）から同年11月5日（水）までの間（午前3時から午前5時までの時間その他メンテナンス等により不定期に利用を停止する時間を除く。）

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年9月1日（月）から同月8日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路建設課に対して行うものとする。

4 資格確認申請書類の提出期間及び提出場所又は提出先

- (1) 令和7年9月1日（月）から同月24日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同月24日については、午後2時）までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により資格確認申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和7年9月24日（水）午後2時までに、和歌山県県土整備部道路局道路建設課へ必着させること。
- (3) 電子メールにより資格確認申請書類を提出する場合は、令和7年9月24日（水）午後2時までに、5に掲げる電子メールアドレス宛に送付すること。

なお、原本の提出が必要となる書類については、後日原本確認を行う。

5 資格確認申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

電子メールアドレス e0802002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格確認申請書類に使用する言語

資格確認申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果は、共同企業体の代表者に対して入札参加資格確認通知書の郵送により令和7年10月20日（月）までに通知するものとする。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和7年10月21日（火）から同月29日（水）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとし、持参以外の方法による提出は受け付けないものとする。
- (4) 説明に対する回答については、令和7年11月4日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第708号

令和7年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 試験の日時 令和7年11月14日（金）午前10時から正午まで

2 試験実施場所 和歌山県田辺市新庄町3353番地の9
和歌山県立情報交流センターBig・U 会議室2

3 試験科目 筆記試験

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

※ 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

エ 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

(2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132

(3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県県土整備部河川下水道局河川課への持参の場合

令和7年10月1日（水）から同月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 郵送の場合

令和7年10月1日（水）から同月15日（水）までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

(4) 受験票の交付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が令和7年11月4日（火）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課まで連絡すること。

5 合格者の発表等

(1) 合格発表日

令和7年11月28日（金）

(2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示すると

ともに、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>）にて公開する。また、受験者に対し郵送により可否を通知する。

6 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。

情報提供を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に申し出ること。

申出の期間は、令和7年11月28日（金）から同年12月26日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時（情報提供期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までとする。

7 その他

- (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び各振興局建設部において、令和7年8月29日（金）から同年10月15日（水）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に配布する。また、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。
- (2) 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の遅刻は原則として認めない。試験途中の退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。
- (3) 試験問題は、受験者本人に限り持ち帰りを認める。
- (4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途再試験の実施の可否を判断する。
- (5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課まで行うこと。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	山本大地	主たる事務所の所在地	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	和歌山市ト半町35	令和 7. 7. 9

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
浜口たいし後援会	伊藤算志	会計責任者	濱口安恵	片山弘	令和 7. 4. 24
周勝会	末次啓了	代表者	末次啓了	岸本周平	令和 7. 4. 15
山本大地後援会	山本大地	主たる事務所の所在地	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	和歌山市新在家78-31	令和 7. 7. 9
和歌山県獣医師連盟	玉井公宏	代表者	玉井公宏	羽津豪人	令和 7. 6. 21
		会計責任者	楠川翔悟	羽津豪人	令和 7. 6. 21

志政会	榮林正哲	政治団体の名称	志政会	小西政宏と未来の橋本を カタチにする会	令和 7. 8. 1
		代表者	榮林正哲	小西政宏	令和 7. 8. 1
		会計責任者	藤本佳那	榮林正哲	令和 7. 8. 1

和歌山県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体 の 名 称	異動事項	新	旧	異 動 年月日
末次啓了	周勝会	代表者の氏名	末次啓了	岸本周平	令和 7. 4. 15

和歌山県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
末次啓了	周勝会	令和 7. 4. 15

和歌山県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
日本栄養士連盟和歌山県支部	畑中一浩	令和 7. 6. 6
元気な和歌山をつくる会	上泰治	令和 7. 6. 24
中西みねお後援会	中西康師	令和 7. 7. 18

和歌山県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
野中あきのぶ後援会	新家守司	中谷公大	新宮市下田2-3-5	令和 7. 7. 24
新宮、ここから。 ～街の明日を考える会～	速水洋平	中谷公大	新宮市五新3-20	令和 7. 7. 24

和歌山県選挙管理委員会告示第100号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年6月1日執行 和歌山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）29, 590, 200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	松坂 美知子	所属党派	日本共産党	期間 5月4日から 6月9日まで 第1回分
出納責任者氏名	堀切 美央			

収入			支出	
主たる寄附			人件費	円
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	家屋費	225,000 円
日本共産党和歌山県委員会	政党支部	600,000 円	選挙事務所費	225,000 円
日本共産党和歌山県委員会	政党支部	106,267 円	集会会場費	円
日本共産党和歌山県委員会	政党支部	225,000 円	通信費	円
日本共産党和歌山県委員会	政党支部	9,000 円	交通費	円
			印刷費	1,417,078 円
			広告費	421,410 円
			文具費	円
			食糧費	90,049 円
その他の寄附	件	円	休泊費	106,200 円
その他の収入		円	雑 費	13,930 円
今回計		940,267 円	今回計	2,273,667 円
前回計		円	前回計	円
総 計		940,267 円	総 計	2,273,667 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	561, 200円
	ポスターの作成	772, 200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
政見放送のための録画等	
計	1,333,400円

報告書受理年月日	令和7年6月16日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	宮崎 泉	所属党派	無所属	期間	4月28日から 6月13日まで	第1回分
出納責任者氏名	栗山 隆博					

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
自由民主党	政党	2,000,000 円	選挙事務所費		
和歌山県医師連盟	政治団体	500,000 円	集会会場費		
和歌山県歯科医師連盟	政治団体	300,000 円	通信費		
和歌山県薬剤師連盟	政治団体	100,000 円	交通費		
まごころ県政をつなぐ会	政治団体	7,000,000 円	印刷費		
全国産業資源循環連合和歌山地区政治連盟	政治団体	100,000 円	広告費		
日本商工連盟	政治団体	100,000 円	文具費		
保田義雄	会社役員	100,000 円	食糧費		
その他の寄附	2件	20,000 円	宿泊費		
その他の収入		1,000,000 円	雑 費		
今回計		11,220,000 円	今回計		
前回計		円	前回計		
総 計		11,220,000 円	総 計		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	723,350円
	ポスターの作成	1,043,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,766,350円

報告書受理年月日	令和7年6月15日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	宮崎 泉	所属党派	無所属	期間	6月16日から 7月9日まで	第2回分
出納責任者氏名	栗山 隆博					

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
			選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		

その他の寄附	件	円	休泊費	円
その他の収入		円	雑 費	円
今回計		円	今回計	34, 231 円
前回計	11, 220, 000 円		前回計	9, 858, 155 円
総 計	11, 220, 000 円		総 計	9, 892, 386 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	723, 350円
	ポスターの作成	1, 043, 000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1, 766, 350円

報告書受理年月日	令和7年7月15日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公 告

入 札 公 告

国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 令和7年度 県債国補国改 第2号-2
- (2) 工事名 国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事
- (3) 工事場所 新宮市熊野川町相須外地内
- (4) 工事概要 延長1, 305. 5m 幅員7. 0（8. 5）m
トンネル工（New Austrian Tunneling Method）
L=1, 268. 0m（CⅠ=264. 0m、CⅡ=713. 0m、DⅠ=249. 0m、DⅢ=42. 0m）
補助工法
小口径長尺鋼管フォアパイリング L=64. 6m
- (5) 工期 1000日間
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 共同企業体
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE(Value Engineering)方式工事である。
- (10) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。
- (11) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価落札方式の対象工事である。
- (12) 本工事は、和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱（令和6年制定。以下「施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱」という。）による施工体制確認型総合評価落札方式の対

象工事である。

- (13) 本工事は、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査制度の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第707号に規定する国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

(1) 入札契約事務担当課

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

(2) 入札説明書等の交付、閲覧場所、期間、方法等

ア 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

イ 期間

令和7年8月29日（金）から同年11月5日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

ウ 方法

以下の方法により入札説明書等の交付及び閲覧を行うものとする。

- (ア) 和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）から、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

a 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

b ダウンロード可能期間

令和7年8月29日（金）から同年11月5日（水）までの入札情報システム利用可能時間

c 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

- (イ) 入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を（2）イの期間、（2）アの場所において交付する。また、設計図書を（2）イの期間、（2）アの場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書はデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

(3) 技術提案の提出方法、提出場所又は提出先及び期間

ア 持参又は郵送により提出する場合

(ア) 提出場所

(2) アに同じ。

(イ) 期間

令和7年9月1日（月）から同月24日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同月24日については、午後2時）までの間。ただし、郵送による提出の場合は、書留郵便により令和7年9月1日（月）から同月24日（水）午後2時までの間に到着させること。

イ 電子メールにより提出する場合

（ア）提出先

e0802002@pref.wakayama.lg.jp

（イ）期間

令和7年9月1日（月）から同月24日（水）の午後2時までの間

(4) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者は、原則として電子入札システムにより、令和7年11月6日（木）から同月10日（月）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

（ア）電子入札システム

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

（イ）電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送により、次の場所及び期間に入札するものとする。

（ア）場所

（2）アに同じ。

（イ）期間

令和7年11月6日（木）から同月10日（月）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便により令和7年11月6日（木）から同月10日（月）午後5時までの間に到着させること。

（ウ）その他

提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(5) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。また、開札の結果、施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱による聴取り調査の対象となった者及び低入札要領による低入札価格調査の対象となった者は、それぞれ当該調査に係る書類を提出すること。

なお、これらの詳細は、入札説明書に記載するところによる。

(6) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所

（2）アに同じ。

イ 開札日

令和7年11月11日（火）

ウ 開札予定時刻

午前10時

(7) 開札は、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員を立ち会わせて行うものとする。

(8) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日

令和7年11月12日（水）

イ 公表予定時刻

午後2時

(9) 落札決定予定日

令和7年12月16日（火）

(10) 入札結果の公表

落札決定後速やかに。

(11) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(2) アの場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 入札書の共同企業体の名称、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(ウ) 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(エ) 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

(カ) 次に該当する場合の入札参加者

a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合

b (2) ア(イ)又は(2)ア(ウ)に係る内容を証する書類に不備があると認められる場合

(キ) 同一の入札について2以上の入札をした者

(ク) 3(3)ア(イ)又は3(3)イ(イ)の期間内に技術提案を提出しなかった者

(ケ) 入札時に工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを提出しなかった者

(コ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

(サ) 入札書提出の日から落札決定までの間において、2に定める資格の要件のいずれかを満たさなくなった者

(シ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

(ス) 虚偽の技術提案を提出した者

(セ) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

(ソ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適正でないと判断された者

(タ) 施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱による聴取り調査において、指定する期限までに追加書類等の全部若しくは一部を提出しない者、提出した追加書類等に不備がある者又は聴取り調査に応じない者

(チ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者

(ツ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

イ アに該当する者を落札者としていた場合には、当該落札者の落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

イ 施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱による聴取り調査の対象となった者は、提出を求められた日から起算して3日以内（休日を除く。）に施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱に基づく追加書類等を提出しなければならない。

ウ 調査基準価格を下回る入札を行い低入札価格調査の対象となった者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を除く。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

エ 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上、落札者とするものとし、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

オ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札要領により低入札価格調査を行った上で、落札者とする。

なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員にくじを引かせて順位を決定する。

(5) 総合評価の方法

ア 技術提案及び施工体制の内容に応じ、加算点（最高点数50点）及び施工体制評価点（最高点数30点）を加える。加算点及び施工体制評価点の合計の最高点数は80点とする。また、標準点は100点と

する。

イ 総合評価は、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(6) 総合評価の評価項目

ア 次に掲げる工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

(ア) 覆工コンクリートの品質向上に関する提案

(イ) 起点側坑口付近の地山の安定性確保に関する提案

(ウ) トンネル施工の生産性向上に関する提案

(エ) 工事による粉塵の低減に関する提案

イ 次に掲げる工事目的物の品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況

(ア) 施工体制確保の確実性

(イ) 品質確保の実効性

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 議会の議決の要否

要

(10) 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額。なお、本工事は、「事業加速円滑化国債」が採用されるため、補正予算が措置される等追加で予算の執行が可能となった場合に各会計年度における請負代金の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを行うことがある。

ア 令和7年度 請負代金額の約1.7%の金額

イ 令和8年度 請負代金額の約16.9%の金額

ウ 令和9年度 請負代金額の約32%の金額

エ 令和10年度 請負代金額の約49.4%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(13) 落札決定後から本契約を締結するまでの期間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(14) その他

その他詳細は、入札説明書に記載するところによる。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Construction work of the 4gou Tunnel

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

2:00 P.M. 24 September 2025

(3) Time-limit for the submission of technical proposal :

2:00 P.M. 24 September 2025

(4) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system :

5:30 P.M. 10 November 2025 (tenders bring with 5:00 P.M. 10 November 2025 or submitted by mail 5:00 P.M. 10 November 2025)

(5) Contact point for the notice :

Road Construction Division, Road Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-city, 640-8585, Japan
TEL 073-441-3092

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和7年度 調達案件番号20250002009号

(2) 調達案件名

紀北工業高等学校 精密旋盤

(3) 調達物品の名称及び数量

精密旋盤 10式

(4) 調達物品の特質等

仕様書による。

(5) 納入期限

令和8年3月27日（金）

(6) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第236号に規定する令和7年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに登載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和7年8月29日（金）から同年10月7日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

5 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和7年10月8日（水）午前9時から同月9日（木）午後3時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

ウ 開札日時

令和7年10月9日（木）午後3時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和7年10月8日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。

(2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Precision lathe: 10 sets

(2) Time limit for tender :

3:00 p.m. 9 October 2025 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 8 October 2025)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2292

FAX 073-441-2288

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年8月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和7年度 調達案件番号20250002026号

(2) 調達案件名

路面清掃車

(3) 調達物品の名称及び数量

路面清掃車 1式

(4) 調達物品の特質等

仕様書による。

(5) 納入期限

令和9年3月26日（金）

(6) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第236号に規定する令和7年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに登載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和7年8月29日（金）から同年10月7日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

5 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和7年10月8日（水）午前9時から同月9日（木）午前10時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

ウ 開札日時

令和7年10月9日（木）午前10時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和7年10月8日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の

停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。
- (2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し行うくじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Road cleaning vehicle(vacuum reflux type): 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 9 October 2025 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 8 October 2025)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288